

【二】會計検査役は支部幹事以外の組合員より互選し支部會計を検査するものとす

第二十七條 支部長は必要に應じ支部の事務員を任免する事を得

第二十八條 本組合員の任期は各一ケ年とす

但し重任を妨げず

第二十九條 本組合員にして役員に選舉せられたる時は之を拒む事を得ず

但し止むを得ざる時は理事會又は幹部會の決議により承認する事あるべし

第三十條 本組合支部役員は規定の手續きに依り選出せられ組合長の承認を得る事を得

第七章 會 計

第三十一條 本組合費は一ケ月金四

拾錢とす、但し婦人會員は金二拾錢とす

第三十二條 本組合加入金は金三拾錢とす

第三十三條 本組合本部の經費は組合費の内男子拾九錢女子九錢を以て之に充つ

第三十四條 本組合支部經費は組合費の内男子二十一錢女子十一錢を以つて是に充て地方同盟及聯合會費等を負擔し組合本部の監督を受く

第三十五條 本組合本部は總同盟本部に其の制當額を支拂ふ義務あるものとす

第三十六條 本組合の事業費は總て組合本部より支出す

第三十七條 本組合會計は毎年大會に於て其の決議等を公表し大會の承認を経る事を得

第八章 資 産

第三十八條 本組合の資産は左の二項目よりなる

(一) 組合本部の所有に屬する財産及其の事業及財産より生ずる收入は組合本部に屬す

(二) 支部の所有に屬する財産及其の事業及財産より生ずる收入は支部に屬す

但し本部及支部の財産管理に關する規定は別に之を定む

第九章 附 則

第三十九條 本組合は組合長の推薦に依り顧問若干名置く事を得

第四十條 本組合支部は組合規約に基き支部規約を規定すべし、但し組合長の承認あるを要す

第四十一條 本組合本部支部に關する事項は別に細則を以て之を規定す

第四十二條 本組合規約は大正十五年三月二十一日より之を實施す

日本労働 製網労働組合細則

第一章 本部及支部

第一條 本部は左の事務を掌るものとす

一、各支部を聯絡統轄す可き一切の事項

二、各支部事務及會計の監督指導

三、其他本組合の目的を達する爲め必要な總ての事項

第二條 支部は組合員五十名以上を以て組織し一定の事務所を設置するものとす

但し支部設立に就ては會員中より設立委員を選定し組合長の承認を要するものとす

第三條 支部は左の事務を掌るものとす

一、會員の指導監督

二、會務報告(但し毎月末 同本部に對して)

三、加入金及組合費の徵集(但し毎月始めに本部に納入す可きものとす)

第二章 會計及財産

第四條 本部一切の事業は加入金及組合費の九割或は其他の收入を以て經營するものとす

第五條 支部は組合費の一切其他の收入を以て經營するものとす

第六條 本部は加入金の内手帳及印章實代を捺除したる殘金及毎月會費の一切を捺除し基本金として別に之れを郵便貯金とし保管するも

のとす(但し通帳は會計之を保管し印章は組合長之を保管するものとす)

第七條 本組合會計年度は毎年一月一日より始まり十二月三十一日を以て終るものとす

第三章 事務規定

第八條 本部は左の物品及帳簿を保管するものとす

第一項 (一) 組合旗

(二) 本組合規則書一切

(三) 組合及組合長印

(四) 役員名簿

(五) 組合員名簿

(六) 議事録

(七) 共済記録簿

(八) 職業紹介簿甲、乙

(九) 本組合歴史

第二項 (一) 現金出納簿